

2 衛生管理等（条例別表第2）

- (1) 浴槽は、使用の都度完全に浴槽水を入れ換え、清掃すること。
- (2) 個室には、入浴に必要なものを置かないこと。
- (3) 出入口の扉等に設置した窓からの個室の内部の見通しを妨げないこと。
- (4) 従業員に、風紀を乱すおそれのある服装及び行為をさせないこと。
- (5) 別表第1の2の(1)から(4)まで、(5)（浴槽水に係る部分を除く。）、(6)、(14)、(17)、(18)、(22)及び(23)に掲げる基準に適合すること。

【別表第1の2】

- (1) 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、休憩室、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する施設及び設備は、毎日1回以上清掃し、常に清潔を保つこと。
- (2) 脱衣室及び便所は、毎月1回以上消毒すること。
- (3) 脱衣室、浴室その他入浴者が直接利用する場所は、換気を十分に行うこと。
- (4) 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、休憩室その他入浴者が直接利用する場所は、十分な照度を保つこと。
- (5) 水道水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水をいう。以下同じ。）以外の水を使用した原湯、原水、上り用湯（洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。）及び上り用水（洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。）並びに浴槽水は、次に掲げるところにより規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。
 - ア 規則で定めるところにより水質検査を行い、その結果を記録し、これを当該水質検査の日から3年間保存すること。
 - イ アの規定による水質検査の結果、レジオネラ属菌について規則で定める基準に適合していないときは、遅滞なくその旨を知事に届け出ること。
- (6) 定期的に貯湯槽（原湯を貯留する槽をいう。）の生物膜（微生物の増殖等により形成される膜をいう。）の状況を監視し、その除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。
- (14) 調整箱（洗い場の湯栓又はシャワーへ送る湯水の温度を調整するために設ける設備をいう。）は、定期的に清掃し、及び消毒すること。
- (17) 飲料水を供給する設備には、飲用に適する旨を表示すること。
- (18) 飲料水に井戸水等水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適するものを用いること。
- (22) 入浴者にタオル類、くし又はヘアブラシを貸与する場合は、新しいもの又は消毒したものとし、かみそりを貸与する場合は、新しいものとする。
- (23) 善良の風俗を害するおそれのある文書、広告、絵画、写真、装飾品等の物品を掲げ、又は備えないこと。